

評価実施手引書

法科大学院認証評価

機構評価担当者用

平成16年11月
(平成25年3月改定)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

目 次

序 章	評価の目的等	1
I	評価の目的	1
II	評価の基本的な方針	1
第 1 章	評価の対象及び内容等	3
I	評価の対象	3
II	評価の内容	3
III	評価の実施時期	3
IV	実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割	6
1	法科大学院認証評価委員会	6
2	評価部会	6
3	運営連絡会議	6
4	専門部会	7
5	評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項	7
6	評価担当者に対する研修	7
V	評価のプロセス	7
1	評価部会における評価のプロセス	7
2	評価のプロセスの全体像	8
第 2 章	評価方法（1）－書面調査	10
I	書面調査の実施体制及び方法等	10
1	書面調査の実施体制	10
2	書面調査の実施方法	10
II	目的の確認	10
III	章ごとの評価	11
1	書面調査	11
2	自己評価書の分析	11
IV	書面調査による分析結果等の作成	12
V	その他の留意点	12
第 3 章	評価方法（2）－訪問調査	14
I	訪問調査の目的	14
II	訪問調査の実施体制	14

III	訪問調査の事前準備	14
1	訪問調査の進行、役割分担の決定	14
2	訪問調査の実施日等の決定及び通知	14
3	調査内容等の決定及び通知	15
IV	訪問調査の実施方法等	15
1	訪問調査の実施方法	15
2	訪問調査の内容	16
3	訪問調査で留意すべき事項	17
V	訪問調査ミーティング	17
VI	法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	17
VII	調査結果の取りまとめ	18
VIII	訪問調査スケジュール（例）	19
第4章	評価報告書原案の作成	20
I	評価報告書原案の構成及び記述内容	20
1	認証評価結果	20
2	章ごとの評価	20
3	現況及び特徴、目的	20
II	評価報告書原案の取扱い	21
別紙	1 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則 第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について	23
別紙	2 評価報告書（本評価）イメージ	24
別紙	3 評価報告書（追評価）イメージ	25
参考資料	法科大学院認証評価関係法令	27

序 章 評価の目的等

I 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する法科大学院認証評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

II 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。なお、これらの基本的な方針は、学校教育法第110条第2項及び同項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める文部科学省令（「参考資料」参照）を踏まえています。

(1) 評価基準に基づく評価

評価基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

機構は、各基準の判断結果のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合に、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下「連携法」という。）第5条（「参考資料」参照）に規定する適格認定を与えます。

機構から適格認定を受けた法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければなりません。

(2) 教育活動を中心とした評価

法科大学院が専ら法曹養成のための教育を行うことを目的としていることから、教育活動を中心とした評価を実施します。

(3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価

評価は、評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して各法科大学院が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各法科大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた法科大学院の主体的な取組を支援及び促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す基準及び解釈指針、並びに「自己評価実施要項」に基づき、法科大学院が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、法科大学院が作成する自己評価書及び根拠となる資料・データ等を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者に対し、機構の実施する評価の仕組みや方法、自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

法科大学院の教育活動等を適切に評価するため、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに専門の事項に関し学識経験を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

第1章 評価の対象及び内容等

I 評価の対象

法科大学院を置く大学からの評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、評価を実施します。

II 評価の内容

この評価は、評価を受ける法科大学院（以下「対象法科大学院」という。）の教育活動等の状況を対象にして、機構が定める評価基準に基づいて実施します。評価基準は、基準と解釈指針で構成され、内容により第1章～第11章に分けられています。

評価基準は、連携法第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定する法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、適格認定を与える際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。機構は、各基準の判断結果のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与えます。

III 評価の実施時期

（本評価）

評価実施の前年度	6～7月	法科大学院認証評価に関する説明会、対象法科大学院の自己評価担当者等に対する研修会の実施
〃	9月末	評価の申請受付締切
評価実施年度	5～6月	評価担当者に対する研修
〃	6月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	7～12月	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月下旬	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

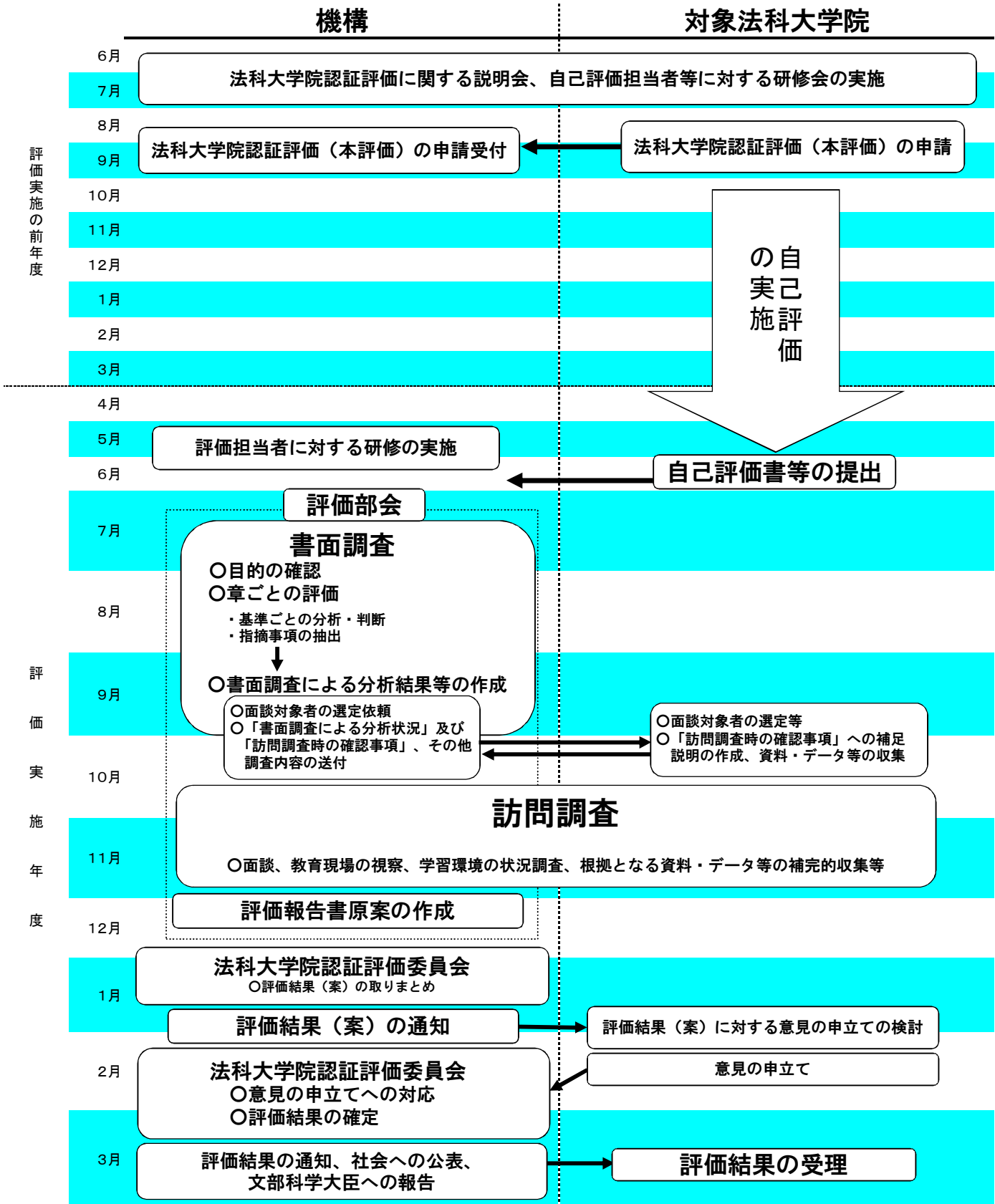
(追評価)

評価実施年度	6月末	評価の申請受付締切
〃	7月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	8～12月	書面調査及び必要に応じて訪問調査の実施
〃	1月下旬	評価結果を確定する前に評価結果(案)を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

(注) 本評価全体のスケジュールは、次頁に示すとおりです。

法科大学院認証評価（本評価）のスケジュール

※ 原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割

1 法科大学院認証評価委員会

- (1) 法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、法科大学院認証評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、その下に、実際の評価作業を実施するため、対象法科大学院の状況に応じた評価部会（追評価においては、追評価専門部会。以下同じ。）を編成します。
また、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置きます。
- (2) 評価委員会の会議の議案を整理するとともに、各評価部会間の調整を図るため、評価委員会の下に法科大学院認証評価委員会運営連絡会議（以下「運営連絡会議」という。）を置きます。
- (3) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、評価委員会に置かれる評価部会が作成する評価報告書原案、対象法科大学院を置く大学からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。
- (4) 適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、その議を踏まえ、評価委員会において評価結果を確定します。

2 評価部会

- (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査（追評価においては、必要に応じて訪問調査を行うものとする。以下同じ。）を行います。また、その調査結果に基づき評価報告書原案を作成し、評価委員会に提出します。
- (2) 評価部会は、評価担当者として評価委員会委員及び専門委員で構成します。当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

3 運営連絡会議

- (1) 運営連絡会議は、各評価部会間の横断的な事項や評価報告書原案の調整等を行います。

- (2) 運営連絡会議に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により主査を選任します。主査は当該会議における意見の取りまとめ、各評価部会間の調整等を行います。また、主査は当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副主査を指名し、副主査は主査を補佐します。

4 専門部会

- (1) 専門部会は、教員組織調査や意見申立てなど、特定の専門事項を調査します。
- (2) 専門部会に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該専門部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該専門部会における意見の取りまとめ、評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該専門部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

5 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

評価の公正さを担保するため、評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学院の評価に加わることはできないこととします（別紙1「独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について」（23頁）参照）。

6 評価担当者に対する研修

評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、第2章以降に関連する、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。

V 評価のプロセス

1 評価部会における評価のプロセス

評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価報告

書原案の作成」からなり、以下のとおり行います。

(1) 書面調査の実施

- ① 評価部会は、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。
- ② 評価部会の書面調査は、別に定める基準及び解釈指針に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。
- ③ 評価部会は、②の書面調査による分析結果を踏まえて訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

(2) 訪問調査の実施

評価部会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認することのできなかつた事項等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

(3) 評価報告書原案の作成

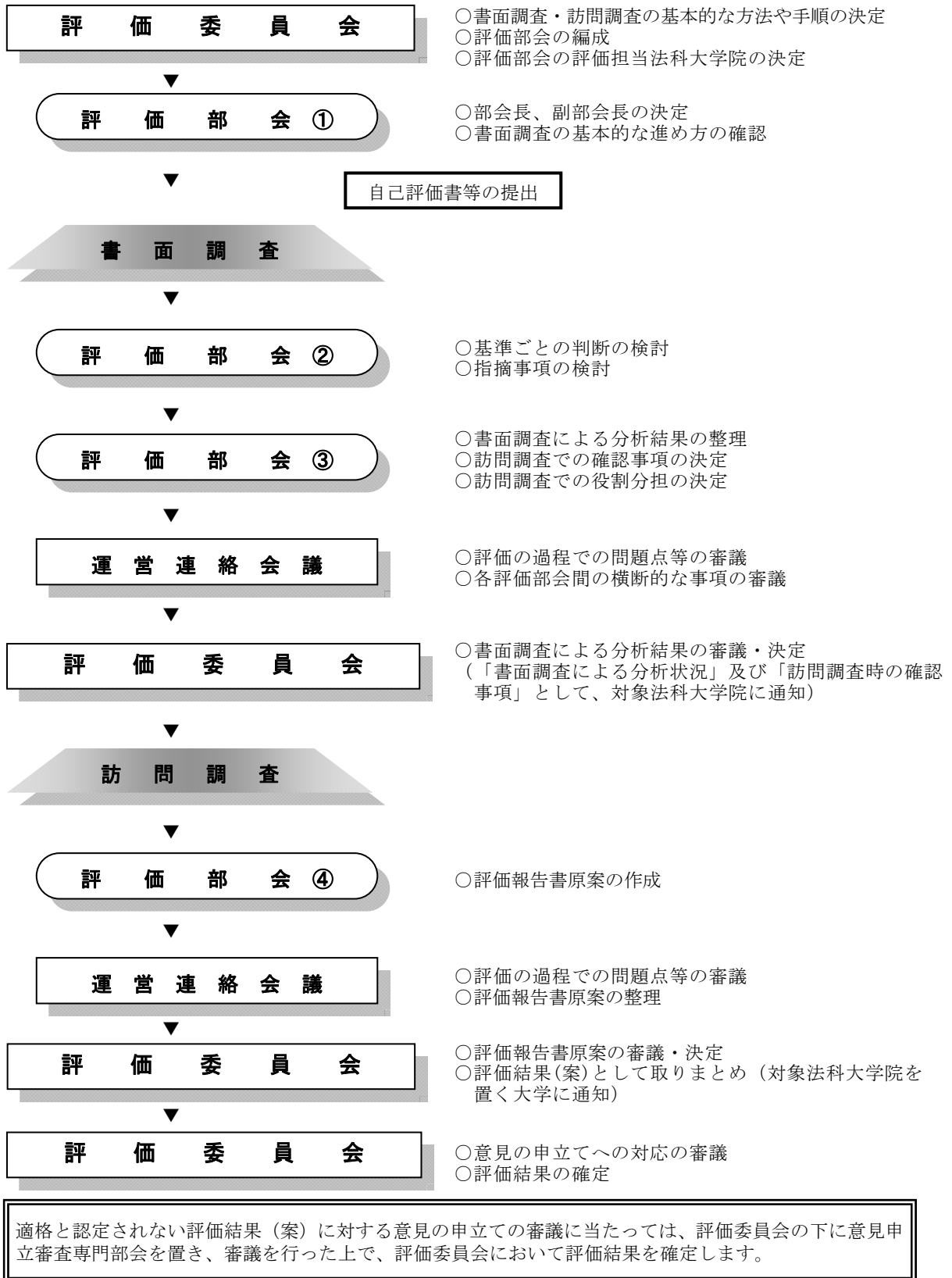
評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての評価報告書原案を作成し、評価委員会へ提出します。

2 評価のプロセスの全体像

評価（本評価）のプロセスの全体像は、次頁に示すとおりです。

法科大学院認証評価（本評価）のプロセス

※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



第2章 評価方法（1）一書面調査

I 書面調査の実施体制及び方法等

1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価委員会の下に編成された評価部会が実施します。なお、評価担当者の役割や分担については評価部会において決定します。
- (2) 書面調査による分析結果について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて運営連絡会議において協議します。

2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）を評価部会が分析・調査することにより行います。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、評価部会内等で意見調整をした上で、評価委員会の議を経た後、機構事務局を通じて、対象法科大学院に補足説明や追加資料の提出を依頼します。

II 目的の確認

評価は、対象法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して対象法科大学院が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が必要です。そのためには、自己評価書に記載された「現況及び特徴」により対象法科大学院の全体像をとらえた上で、「目的」により教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等について、法科大学院の意図を理解する必要があります。

Ⅲ 章ごとの評価

1 書面調査

(1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。

具体的には、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書の「章ごとの自己評価」（追評価においては「基準ごとの自己評価」）に記載された「基準に係る状況」について、評価担当者が、法科大学院の目的を踏まえて、根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）に基づき、基準ごとに分析・調査及び判断を行い、その結果を、評価部会で取りまとめます。

(2) 評価部会は、書面調査を訪問調査前までに終了させます。

2 自己評価書の分析

自己評価書の分析は、次に示す「基準ごとの分析・判断」及び「指摘事項の抽出」の流れで行います。

(1) 基準ごとの分析・判断

① 対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書には、基準ごとに「基準に係る状況」が記述されています。評価担当者は、解釈指針の内容も踏まえ、基準ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）を確認しつつ分析を行います。そして、その分析結果に基づき、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その根拠理由を記述します。

② 根拠となる資料・データ等が不足していたり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合など分析できない場合には、「判断保留」とし、当該部分の判断に必要な事項（根拠となる資料・データ等を含む。）を記述します。

(2) 指摘事項の抽出

① 前記(1)「基準ごとの分析・判断」の結果に基づき、第1章～第11章の章ごとに（追評価においては基準ごとに）、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述します。

② 指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にします。

優れた点	法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの
特色ある点	「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの
留意すべき点	「改善すべき点」とまではいえないが、注意を促す必要があると判断されるもの
改善すべき点	基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの
是正を要する点	基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの

③ 章ごとに、「基準ごとの分析・判断」及び指摘事項について分析し、章の全体について、章として非常に優れた状況にある場合や、他の章の基準の判断結果との総合的な考慮において評価基準に適合しているか否かにかかわらず章として改善を要する状況にある場合など、特にその状況を示す必要がある場合は、「章全体の状況」として取りまとめます。

IV 書面調査による分析結果等の作成

- 1 評価部会は、本章の「Ⅲ 章ごとの評価」で行った書面調査に基づき、書面調査による分析結果を作成します。
- 2 評価部会は、書面調査による分析結果を踏まえて、訪問調査を実施するに当たって必要な調査内容（訪問調査時の確認事項、面談対象者、視察する授業科目や施設等）の検討・整理を行います。

V その他の留意点

評価に際しては、次の点について留意してください。また、対象法科大学院の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、運営連絡会議で協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとします。

- 1 各対象法科大学院の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- 2 評価は、対象法科大学院を置く大学が競争的環境の中で個性が輝く大学として一層発展するために、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、各対象法科大学院の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しては、今後の見通しにも配慮しつつ、評価を実施します。
- 3 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

第3章 評価方法（2）一訪問調査

I 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査では確認することのできなかつた事項等を中心に対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院との共通理解を図ることを目的としています。

なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて本評価に準じて実施するものとします。

II 訪問調査の実施体制

- 1 訪問調査は、評価部会が実施します。訪問調査参加者は、原則として、各評価部会において当該対象法科大学院の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行します。
- 2 原則として、部会長もしくは副部会長が取りまとめ役を務め、調査内容の整理、対象法科大学院との質疑応答、調査結果の取りまとめなどを行います。
- 3 訪問調査の内容・方法等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて運営連絡会議において協議します。

III 訪問調査の事前準備

1 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価部会においては、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象法科大学院に係る調査内容や個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を決定し、また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

2 訪問調査実施日等の決定及び通知

訪問調査実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で、評価部会が決定し、対象法科大学院に通知します。

3 調査内容等の決定及び通知

評価部会は、書面調査による分析結果を基に、「書面調査による分析状況」として整理します。また、書面調査では確認することのできなかつた事項等に関する説明や根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価部会は、これら「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」、並びにその他調査内容を訪問調査の3週間から4週間前までに、機構事務局を通じて対象法科大学院に通知します。

なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて実施するため、調査内容や実施スケジュール等は、各対象法科大学院の状況に応じて追評価専門部会において決定の上、対象法科大学院に通知します。

IV 訪問調査の実施方法等

1 訪問調査の実施方法

- (1) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談や根拠となる資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、在学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象法科大学院の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。また、面談、教育現場の視察等の調査時には、面談対象者や視察する授業科目ごとに、評価担当者を数人ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。
- (2) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談において、「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象法科大学院関係者（責任者）から補足説明又は根拠となる資料・データ等の提供を受けます。
- (3) 評価部会は、訪問調査期間中、対象法科大学院関係者（責任者）からの補足説明又は根拠となる資料・データ等の提供によっても、なお確認できなかつた事項については、訪問調査終了後1週間以内に新たな根拠となる資料・データ等を提出するよう求めることができます。
- (4) 評価部会は、在学生、修了生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見及び上記(2)で確認した補足説明等に基づき、訪問調査終了時点での分析結果の検討を行い、訪問調査の結果を対象法科大学院関係者（責任者）に説明します。その際、評価部会全体で再度協議を要する事項、及び上記(3)で提出された新たな根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、その分析結果の説明を控えることとします。

- (5) 評価担当者が、調査内容等に関する対象法科大学院からの質問に回答する場合は、評価部会の総意に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言することとします。

2 訪問調査の内容

評価部会は、以下の内容を基本として、訪問調査を行います。

(1) 法科大学院関係者（責任者）との面談

法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者のほか、自己評価書の作成担当者及び事務局担当者等を対象とし、「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答、並びに自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）に記述された内容以外で評価の参考となる事項について、質疑応答を行います。

(2) 法科大学院の一般教員等との面談

教員及び支援スタッフ等を対象とし、当該対象法科大学院における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなど、法科大学院関係者（責任者）とは異なる立場や当該対象法科大学院が行う教育活動等に参画している立場からの意見等を聴取します。

(3) 在学生、修了生との面談

在学生及び修了生を対象とし、当該対象法科大学院における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなど、現に教育を受けている学生としての立場や既に修了した社会人等の立場からの意見等を聴取します。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

なお、予備評価においては、修了生が出ていないため修了生との面談は実施しません。

(4) 教育現場の視察

法科大学院に求められている司法試験及び司法修習との有機的な連携を図る教育が行われているか（法科大学院における授業の実施に当たって、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているか、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているか）、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から教育現場の視察を行います。

(5) 学習環境の状況調査

学習環境（講義室、自習室、教員室及び図書館等）の状況について、実際の利便性や機能

面等、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。また、必要に応じて、実際に各施設におけるサービスを疑似体験し、利便性を調査します。

(6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認

「訪問調査時の確認事項」に対して提出された根拠となる資料・データ等及び現地においてのみ閲覧が可能な資料（議事録や答案等）の調査を行います。

また、訪問調査期間中、新たな根拠となる資料・データ等が必要となった場合には、追加提出を求めます。

3 訪問調査で留意すべき事項

(1) 訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で面談者が回答したことが当該者の不利益にならないよう十分注意することとします。

(2) 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

V 訪問調査ミーティング

評価部会は、当該調査を効率的かつ合理的に行うため、また、評価担当者の共通理解を図るため、訪問調査期間中に必要に応じてミーティングを開催します。訪問調査ミーティングでは、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データ等が収集できたかどうかの確認などを行います。

VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

「法科大学院関係者（責任者）との面談」と同様に、法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者のほか、自己評価書の作成担当者及び事務局担当者等を対象とします。

評価部会は、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象法科大学院関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、対象法科大学院に訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する対象法科大学院の意見を聴取します。

この際、訪問調査期間中に確認できなかった事項について新たな根拠となる資料・データ等の確認が必要な場合には、訪問調査終了後1週間以内に根拠となる資料・データ等を提出するよう対象法科大学院に求めます。

VII 調査結果の取りまとめ

評価部会は、訪問調査終了後（追評価において、訪問調査を行わない場合は書面調査終了後）、調査結果を取りまとめ、評価報告書原案を検討・作成します。

VIII 訪問調査スケジュール（例）

下記スケジュールはこれまでの評価におけるものに基づく一例であり、実際のスケジュールは、対象法科大学院の規模や調査内容等により、各事項の順序や時間配分などが異なります。

〈第1日目〉

事 項	時 間
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院関係者（責任者）との面談	60分程度
学習環境の状況調査	60分程度
教育現場の視察 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	80分程度
在学生、修了生との面談	80分程度

〈第2日目〉

事 項	時 間
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院の一般教員等との面談	80分程度
教育現場の視察 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	120分程度
法科大学院関係者（責任者）との面談	60分程度
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明 及び意見聴取	80分程度

第4章 評価報告書原案の作成

評価部会は、書面調査による分析結果及び訪問調査で得られた知見に基づき、各基準について満たしているかどうかの判断を行い、さらに、各基準の判断結果を総合的に考慮して、対象法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断し、その結果を評価報告書原案として取りまとめます。

I 評価報告書原案の構成及び記述内容

評価部会が作成する評価報告書原案の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

1 認証評価結果

- (1) 「認証評価結果」には、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述します。
また、評価基準に適合していないと判断した場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述します。
- (2) 評価においては、上記(1)のほか、「認証評価結果」として、章ごとに抽出した指摘事項のうち、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられるものを精選して記述します。
- (3) また、各章において必要に応じて「章全体の状況」を取りまとめた場合は、「特記事項」として記述します。

2 章ごとの評価

- (1) 評価部会は、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「章ごとの評価」（追評価においては「基準ごとの評価」。以下同じ。）を記述します。
- (2) 「章ごとの評価」は、「評価」及び「指摘事項」の構成で記述します。

3 現況及び特徴、目的

「現況及び特徴」、「目的」については、参考資料として各対象法科大学院を置く大学から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載します。

II 評価報告書原案の取扱い

- 1 評価部会が作成した評価報告書原案は、評価委員会に提出され、評価結果（案）として取りまとめられた後、機構事務局を通じて、当該法科大学院を置く大学に通知されます。
- 2 当該法科大学院を置く大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。
- 3 評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行います。なお、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行います。これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。
- 4 確定した評価結果を評価報告書としてまとめます。なお、評価報告書は次のとおり構成され、当該対象法科大学院を置く大学に通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及び機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、以下のうち、⑤は追評価の評価報告書には含まれません。（別紙2「評価報告書（本評価）イメージ」（24頁）及び別紙3「評価報告書（追評価）イメージ」（25頁）参照）

- ① 法科大学院認証評価について
- ② 認証評価結果
- ③ 章ごとの評価
- ④ 意見の申立て及びその対応（意見の申立てがあった場合のみ）
- ⑤ 現況及び特徴、目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則
第 6 条に規定する自己の関係する大学の範囲について

平成 16 年 6 月 10 日
法科大学院認証評価委員会決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則（以下「細則」という。）第 8 条の規定に基づき、細則第 6 条に規定する自己の関係する大学の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 二 評価対象大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 三 評価対象大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 四 評価対象大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去 3 年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に
関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期等)

第二条 運営規則第十四条第三項に規定する委員の任期
は二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任
期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

2 運営規則第十四条第四項に規定する専門委員は、そ
の者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了
したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委
員長の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある
ときは、その職務を代理する。

(議事)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を
開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決
し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、評価事業部評価支援課におい
て処理する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法科大学評価・学位授与機構法科大学
院認証評価委員会細則〕

(総則)

第一条 独立行政法科大学評価・学位授与機構法科大学
院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の議事
の手續その他その運営に関し必要な事項は、独立行政
法科大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委
員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところ
による。

(評価部会)

第二条 委員会は、その定めるところにより、評価の対
象となる大学(以下「評価対象大学」という。)の状
況を調査するため、評価部会を置く。

2 当該部会に属すべき独立行政法科大学評価・学位授
与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号)第十四
条第三項に規定する委員(以下「委員」という。)及
び同条第四項に規定する専門委員(以下「専門委員
」という。)は、委員長が指名する。

3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及
び専門委員の互選により選任する。

4 部長は、当該部会の事務を掌理する。

5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員
及び専門委員のうちから部長が指名する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故がある
ときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第三条 委員会は、その定めるところにより、特定の専
門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が
指名する。

3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及
び専門委員の互選により選任する。

4 部長は、当該部会の事務を掌理する。

5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員
及び専門委員のうちから部長が指名する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故がある
ときは、その職務を代理する。

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、
開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以
下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されて

いる場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を
開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に
関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれ
る氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人
を識別することができるもの(他の情報と照合する
ことにより、特定の個人を識別することができるこ
ととなるものを含む。)又は特定の個人を識別する
ことのできないが、公にすることにより、なお個人
の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次
に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又
は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、
公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十
二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国
家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規
定する特定独立行政法人の役員及び職員を除
く)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務
員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条
に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人
(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八
号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を
いう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)であ
る場合において、当該情報その職務の遂行に係
る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務
員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公
共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」
という。)、に関する情報又は事業を営む個人の当該
事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。た
だし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、
公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人
の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害する
おそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと
の条件で任意に提供されたものであつて、法人等
又は個人における通例として公にしないこととさ
れているものその他の当該条件を付することが当
該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的で
あると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地
方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検
討又は協議に関する情報であつて、公にすること
により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性
が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱
を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与
え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地
方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であ
つて、公にすることにより、次に掲げるおそれそ
の他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業
の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際
機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若
しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全
と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若し
くは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を
困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を
容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独
立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政
法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当
に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率
的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人
事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立
行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関
し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

四 前各項の規定は、専門部会及び運営連絡会議の議事
に準用する。この場合において、「評価部会」とある
のは「専門部会」と、「運営連絡会議」と、「部長」と
あるのは「運営連絡会議において」「主査」と読み替
えるものとする。

第六条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、
「専門部会」及び「運営連絡会議」において自己の関
係する大学に関する事案については、その議事の議決
に加わることができない。

(会議の公開)

第七条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則
として公開とする。

一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に関わる審
議等、公にすることにより、率直な意見の交換若し
くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又
は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるお
それがあるとして判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第八条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する
法律(抄)〕

第二章 法人文書の開示

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、
開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以
下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されて

いる場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を
開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に
関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれ
る氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人
を識別することができるもの(他の情報と照合する
ことにより、特定の個人を識別することができるこ
ととなるものを含む。)又は特定の個人を識別する
ことのできないが、公にすることにより、なお個人
の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次
に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又
は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、
公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十
二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国
家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規
定する特定独立行政法人の役員及び職員を除
く)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務
員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条
に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人
(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八
号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を
いう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)であ
る場合において、当該情報その職務の遂行に係
る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務
員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公
共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」
という。)、に関する情報又は事業を営む個人の当該
事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。た
だし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、
公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人
の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害する
おそれがあるもの

員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

4 第二項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数が、当該専攻の専門分野の別に、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用したならば当該専攻に置くものとされる専任教員数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができ、

5 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは前項の規定によりそれぞれ別の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。

6 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員に、三分の二を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替へるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

第四條 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

第五條 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開講するものとする。

一 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

四 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他他の法科大学院の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。)

第五條 法科大学院の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

一 大学院には、専門分野の別に、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九條第一項各号に掲げる資格を有する教員(以下「研究指導教員」という。)を置くこととし、その他の教員組織の構成に定める研究指導の補助を行い得る教員(以下「研究指導補助教員」という。)を置くものとする。

研究指導教員の数(次号において「全体研究指導教員数」という。)

一 大学院別研究指導補助教員数(以下「研究指導補助教員数」という。)

二 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数の合計が全体研究指導教員数に満たないときは、当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導補助教員数の合計が全体研究指導教員数に満たないときは、その不足する数の研究指導教員又は研究指導補助教員をいづれかの大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

三 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員数(以下「この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。)

四 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員数(以下「この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。)

五 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員数(以下「この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。)

六 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員数(以下「この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。)

「独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令(抄)」

「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」

「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」

「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」

「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」

「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」

「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修得要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（専門職大学院の修得要件）

第十五条 専門職大学院課程の修得の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分があつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

（専門職大学院における在学期間の短縮）

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位が修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職大学院の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学し、当該専門職大学院に入学し、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

（専門職大学院の諸条件）

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をおこせることができるものと認められるものとする。

第五章 施設及び設備等

（専門職大学院の諸条件）

第十八条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をおこせることができるものと認められるものとする。

第六章 法科大学院

（法科大学院の課程）

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする（他の大学院における授業科目の履修等）

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第二十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修に用いることができるものとみなすこととする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了する法科大学院にあっては、その超過する部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法科大学院の課程の修得要件）

第二十三条 法科大学院の課程の修得の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学し、当該法科大学院に入学し、この場合においても、当該法科大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

（共同教育課程の編成）

第三十二条 以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条の規定にかかわらず、当該以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設置する研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職大学院課程に係る修得の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する専門職大学院（以下「構成専門職大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定）

第三十三条 構成専門職大学院は、学生が当該構成専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものと認められるものとする。

（共同教育課程に係る修得要件）

第三十四条 共同教育課程である専門職大学院課程の修得の要件は、第十五条に定めるもののほか、それぞれ専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数は、第三十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができる。又はみなすことのできる単位を含まないものとする。

3 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修得の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三条又は第二十九条に定めるもののほか、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数は、法科大学院にあっては第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合は含む。）、第二十二條第一項若しくは第二十五条第一項

の規定により、教職大学院にあっては第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

第九章 雑則

（その他の基準）

第三十五条 専門職大学院の組織、編成、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九條の二）第十二條、第十三條及び第三十二條第二項を除く。）の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

【専門職大学院に關し必要な事項について定める件（抄）】（平成十五年文部科学省告示第五十三号）

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五條第一項、同条第三項、第十九條及び第二十六條第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数（第四項において、最小専門職大学院別専任教員数）という、の専任教員を置くこととし、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員以下の数を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせた一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数（次項において「全体専任教員数」という。）を、これらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数（その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。）の専任教員を置くものとする。

3 前項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数の合計が全体専任教

法科大学院認証評価関係法令

学校教育法(抄)

第九節 大学
第九十条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとす。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けなければならない。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。
第九十一条 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

⑤ 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制を整備されていること。
三 必要となる措置(前項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

⑥ 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。)であること。
五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

⑦ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
⑧ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
⑨ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

学校教育法施行令(抄)

第五章 認証評価

第四十条 法第九十条第二項(法第九十二条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第九十条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

学校教育法施行規則(抄)

第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
第六十九条 学校教育法第九十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。
一 名称及び事務所の所在地
二 役員(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合において、当該代表者又は管理人の)の氏名

三 評価の対象
四 大学評価基準及び評価方法
五 評価の実施体制
六 評価の結果の公表の方法
七 評価の周期
八 評価に係る手数料の額
九 その他評価の実施に関し参考となる事項
② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあつては、その設立時における財産目録)
三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況(当該評価の実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画)を記載した書面

四 認証評価の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面
第六十七条 学校教育法第九十条第四項に規定する公表は、刊行物の掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によつて行うものとする。

「学校教育法第九十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(抄)」

法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目(以下「法」という。)第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)並びに大学(大学院を含む。短期大学を除く。)に係るものにあつては、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たつては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他必要な措置を講じて評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
四 前項に定めるもののほか、法第九十条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
二 教員組織に関すること。
三 教育課程に関すること。
四 施設及び設備に関すること。
五 事務組織に関すること。
六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
七 財務に関すること。
八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

三 第一項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
五 財務に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。
法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し職責を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事すること。
二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務を併せて行う場合を区分して整理していること。
第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則第九十六条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることが見込まれること。
四 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目
第四条 第一項第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、第一項第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
二 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管

理に従事していること。ただし、法第九十条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事すること。
二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合を区分して整理していること。
第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則第九十六条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることが見込まれること。
四 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目
第四条 第一項第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 教育研究活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
五 財務に関すること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合を区分して整理していること。
第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則第九十六条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることが見込まれること。
四 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目
第四条 第一項第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 教育研究活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
五 財務に関すること。

独立行政法人

大学評価・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL/042-307-1631

URL/http://www.niad.ac.jp/